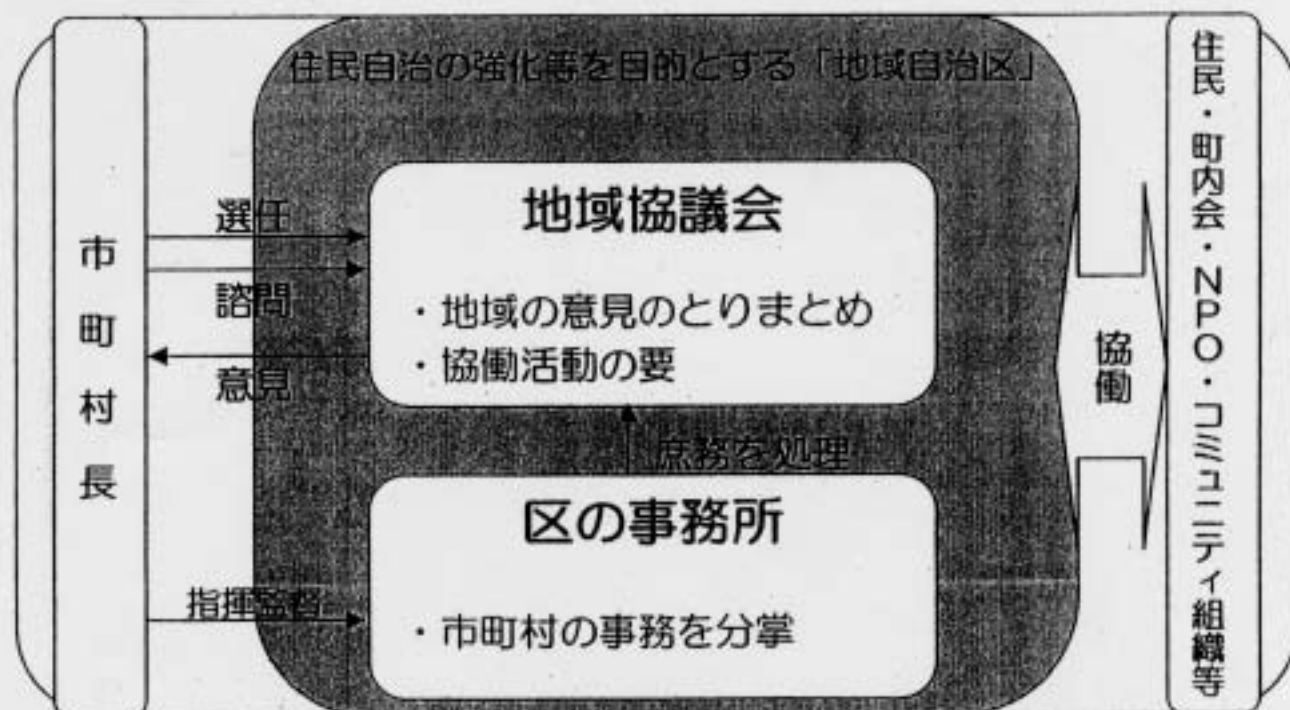


地域自治組織について

1. 基本的考え方

- 市町村内の一定の区域を単位とし、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的とする組織として、地域自治組織を市町村の判断によって設置できることとすべき。

○「地域自治区」のイメージ（法人格を有しない。）



○地域自治組織の機能

- ① 住民の意向の反映
- ② 行政と住民等との協働による地域づくりの場
- ③ 従来の支所・出張所機能

2. 地域自治組織制度のポイント

名称、分掌事務の範囲などは、自主性を尊重。

「事務所」と「地域協議会」(又は「合併特例区協議会」)から構成

地域協議会、合併特例区協議会の構成員は、原則として無報酬

制度としては、3つのタイプがある。

地域自治区(一般制度)(法人格がないタイプ)

- ・ 合併の有無にかかわらず設置できる。(条例で設置)
- ・ 区域は、合併前の旧市町村の範囲にとらわれず設置できるが、市全域に設置する必要がある。
- ・ 設置期間は制限がない。
- ・ 事務所の長は事務吏員

合併に係る地域自治区(法人格がないタイプ)

- ・ 合併の際にしか設置できない。(合併時の協議で設置)
- ・ 区域は合併前の旧市町村単位(1又は2以上)だが、一部地域の設置も認められる。
- ・ 設置期間は、一部地域の設置の場合には、合併後の一定期間(期間の上限の定めなし)
- ・ 事務所の長は原則事務吏員だが、期間を定めて特別職の区長を置くことができる。
- ・ 住所の表示に地域自治区の名称を冠するが、名称は自由。旧市町村名を残せる。(例：A市a区、A市b町、A市c村、A市d等)

合併特例区(特別地方公共団体)(法人格タイプ)

- ・ 合併の際にしか設置できない。(合併時の協議で設置)
- ・ 設置に当たり県知事の認可が必要
- ・ 合併特例区は、規約で定める一定の事務を自らの事務として処理できる。(事務の例：集会所等の地域の公の施設の管理、地域振興イベント、コミュニティバスの運行)
- ・ 区域は合併前の旧市町村単位(1又は2以上)だが、一部地域の設置も認められる。
- ・ 設置期間は5年以内
- ・ 合併特例区の長(特別職)を置く。(合併市町村の助役及び支所出張所の長と兼職可能)
- ・ 住所の表示に合併特例区の名称を冠するが、名称は自由。旧市町村名を残せる。(例：A市a区、A市b町、A市c村、A市d等)

公選法による選挙は、導入しない。

- ・ 長は、市町村長が選任。
- ・ 地域協議会、合併特例区協議会の構成員
地域自治区、合併に係る地域自治区の地域協議会
市町村長が自治会、町内会、PTA、各種団体等地域の多様な
団体からの推薦や公募に基づき選任。
合併特例区の合併特例区協議会
合併協議で選出方法を定める（公選法によらない選挙、公募等
を想定）。

「地域自治組織」「地域審議会」の比較表

旧市町村単位に、支所的な機能を残すことを想定してこの比較表を作成

	法人格	設置の要件など				設置目的・所管事務	長		事務所	審議機関		住居表示	予算	
		設置方法	設置できる市町村	区域	期限		役割	選任方法、身分、任期		役割	選任方法等			
地域審議会	地域審議会(合併特例法)	なし(長の附属機関)	合併協議により設置(規約で定める)	合併市町村のみ設置可	合併前の旧市町村単位(一部地域のみ設置可)	合併後の一定期間(上限の定めなし)	・地域の住民の意見を反映させる。				地域審議会 ・市町村長の諮問に応じ審議し又は必要と認める事項について市町村長に意見を述べることができる。	地域審議会 ・構成員の定数、任期や地域審議会の組織、運営等は規約により定める。 ・構成員には附属機関の委員として報酬あり	なし 字名変更は可能	新市町村の機能の一部であるため、独自の予算はもたない。
	支所(地方自治法)	なし	条例により設置	任意に設置可	制限なし	制限なし	・市町村長の権限に属する事務を分掌させる。	・支所長は特定区域に限り総合的業務を行う行政機関の長。	・支所長 ・身分は一般職の事務吏員	・支所 ・職員は市町村職員				
独自の審議会等	審議会等(地方自治法)	なし(長の附属機関)	条例により設置	任意に設置可	制限なし	制限なし	・地域の住民の意見を反映させる。				独自の審議会等 条例で定める。	独自の審議会等 ・構成員の定数、任期、組織、運営等は条例で定める。 ・構成員には附属機関の委員として報酬あり	と同じ	と同じ
	支所	なし	と同じ	と同じ	と同じ	と同じ	と同じ	と同じ	と同じ	と同じ				
地域自治区(地方自治法)	なし	なし	条例により設置	任意に設置可	区域の制限なし(全地域に設置が必要)	制限なし	・市町村長の権限に属する事務を分掌させ、地域の住民の意見を反映させつつこれを処理する。	・地域協議会と連携し、地域の実情に応じた事業・施策を実施する。	・事務所の長 ・身分は一般職の事務吏員	・事務所必置 ・職員は市町村職員 ・事務所は、支所、出張所の機能と地域協議会の庶務機能を担う。	地域協議会 ・地域自治区の区域に係る重要事項について地域協議会の意見を聴かなければならない。 ・地域自治区の区域に係る事項等に対し、市町村長等から諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、市町村長等に意見を述べるができる。	地域協議会 ・構成員の選出方法は当該区域に住所を有する者のうちから市町村長が選任 ・任期は4年以内で条例で定める期間 ・構成員の定数や地域協議会の組織・運営等は条例で定める。 ・構成員には報酬を支給しないこととすることができる。(原則無報酬)	なし 字名変更は可能	新市町村の機能の一部であるため、独自の予算はもたない。
合併に係る地域自治区(合併特例法)	なし	なし	合併協議により設置(規約で定める)	合併市町村のみ設置可	合併前の旧市町村単位(1又は2以上)(一部地域のみ設置可)	一部地域の場合合併後の一定期間(上限の定めなし)	と同じ	と同じ	・原則は と同じ ・協議により期間を定めて特別職の区長にできる。 ・区長は市町村長が選任 ・区長の任期は2年以内で規約で定める	と同じ	地域協議会 と同じ	地域協議会 と同じ(ただし、条例ではなく、規約で定める)	地域自治区の名称(区のほか町、村も可)を冠する(期間満了後に移行すれば名称継続可)	と同じ
合併特例区	合併特例区(合併特例法)	あり(特別地方公共団体)	合併協議により設置(規約で定める) 県知事の認可必要	合併市町村のみ設置可(事務の效果的処理・地域住民の生活の利便性等が図られ、一体性の円滑な確立に資すると認めるとき)	合併前の旧市町村単位(1又は2以上)(一部地域のみ設置可)	合併後の一定期間(上限5年)	・合併特例区で処理することが当該事務の效果的な処理に資するもの及び地域の住民生活の利便性向上等のため合併特例区が処理することが特に必要と認められる事務のうち、規約で定めるものを処理する。(法令により市町村に処理が義務づけられているような事務等は駄目)	・合併特例区を代表し、合併特例区協議会と連携し、地域の実情に応じた事業・施策を実施する。	・区長は特別職 ・区長は市町村長が選任(市町村長の被選挙権必要) ・区長の任期は2年以内で規約で定める ・区長は助役、支所長などと兼ねることができる。	・事務所必置 ・職員は支所の職員のうちから、市町村長の同意を得て、合併特例区の長が任命(併任) ・事務所は、合併特例区業務と合併特例区協議会の庶務機能を担う。	合併特例区協議会 ・合併特例区の区域に係る重要事項について合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。 ・合併特例区の区域に係る事項等に対し、市町村長等から諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、市町村長等に意見を述べることができる。 ・予算の作成、規約の変更などには同意が必要。	合併特例区協議会 ・構成員の選出方法は当該区域に住所を有する者のうちから規約で定める方法により市町村長が選任(市町村議会議員の被選挙権が必要) ・任期は2年以内で規約で定める期間 ・構成員の定数や合併特例区協議会の組織・運営等は規約で定める。 ・構成員には報酬を支給しないこととすることができる。(原則無報酬)	合併特例区の名称(区のほか町、村も可)を冠する(期間満了後に移行すれば名称継続可)	・合併特例区が処理する事務について予算作成(財源は市町村が措置)予算作成に当たっては、合併特例区協議会の同意、市町村長の承認が必要 ・課税、起債権限はない
	支所(地方自治法)	なし	条例により設置	任意に設置可	制限なし	制限なし	・市町村長の権限に属する事務を分掌させる。	・支所長は特定区域に限り総合的業務を行う行政機関の長。	・支所長 ・身分は一般職の事務吏員が原則 ・区長(特別職)が兼ねることができる。	・支所 ・職員は市町村職員				新市町村の機能の一部であるため、独自の予算はもたない。

(注) この対比表は、地方自治法、合併特例法の内容を新潟県市町村合併支援課がまとめたもの。

合併協議会等における協議状況（地域審議会・地域自治組織など）

H16.8.10現在

区分	協議会名・合併市町村名	構成市町村	人口	基本項目					地域審議会・地域自治組織									
				合併の方式	合併期日	合併後の名称		合併後の事務所位置	設置機関	設置地域	設置期間	構成員			庶務機能	開催回数	その他	
						確認事項	備考					人数	選任方法	任期				
合併済	阿賀野市	安田町、京ヶ瀬村、水原町、笹神村	48,456	新設合併	H16.4.1	阿賀野市	公募	旧水原町	地域審議会	全町村(区域ごと)	16.4.1～26.3.31(10年間)	16人以内	区域に所在する次に掲げる識見者から市長が選任 自治会の区長等 農林業団体又は商工業団体 教育又は文化分野 福祉又は衛生分野 環境保護分野 その他	2年	企画振興課及び支所の担当窓口	年1回以上		
合併済	佐渡市	両津市、相川町、佐和田町、金井町、新穂村、畑野町、真野町、小木町、羽茂町、赤泊村	72,173	新設合併	H16.3.1	佐渡市	公募	旧金井町	地域審議会	全市町村(区域ごと)	16.3.1～26.3.31(10年1か月)	15人以内	所管区域に住所を有する又は勤務する次の者から市長が任命 公共的団体等役職者 学識経験者 公募により選任された者	2年	本庁及び各支所の地域振興担当課	年1回以上		
法定	北魚沼6か町村合併協議会	堀之内町、小出町、湯之谷村、広神村、守門村、入広瀬村	45,386	新設合併	H16.11.1	魚沼市	公募	当分の間、小出町	地域審議会	守門村、入広瀬村のみ(区域ごと)	16.11.1～27.3.31(10年5か月)	15人以内	所管区域に住所を有する又は勤務する次の者から市長が任命 公共的団体等役職者 学識経験者 公募による者	2年	企画担当課	毎年度		
法定	六日町・大和町合併協議会	六日町、大和町	44,931	新設合併	H16.11.1	南魚沼市	公募	六日町	地域審議会	大和町のみ	16.11.1～27.3.31(10年5か月)	15人以内	所管区域に住所を有する又は勤務する次の者から市長が任命 公共的団体等役職者 学識経験者 公募による者	2年	企画担当課	毎年度		
法定	新潟地域合併協議会	新潟市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、湯東村、月潟村、中之口村	779,483	編入合併	H17.3.21	新潟市		新潟市	地域審議会	新潟市以外の12市町村(区域ごと)	17.3.21～27.3.31 ただし、政令市指定の場合は指定の前日までとし、指定日以後は行政区ごとに新たな付属機関を置く	30人以内	所管区域に住所を有する次の者から市長が委嘱 公共的団体等を代表する者 学識経験者 公募により選任された者	2年	支所	規定なし	地域自治組織が法制化された場合は協議する。	
法定	新潟市・新津市合併協議会	新潟市、新津市																
法定	東蒲原郡町村合併協議会	津川町、鹿瀬町、上川村、三川村	15,813	新設合併	H17.4.1	阿賀町	公募	津川町	地域審議会	全町村(区域ごと)	設置日～27.3.31(約10年間)	15人	当該区域に住所を有する識見の高い者の中から町長が任命	2年	本庁及び各支所の地域振興部門	規定なし		
法定	新井市・妙高高原町・妙高村合併協議会	新井市、妙高高原町、妙高村	39,699	編入合併	H17.4.1	妙高市		新井市	地域審議会	妙高高原町、妙高村のみ(区域ごと)	17.4.1～27.3.31(10年間)	15人以内	所管区域に住所を有する又は勤務する次の者から市長が委嘱 学識経験者 公募により選任された者 その他	2年	本庁及び支所の担当部門	規定なし		
法定	糸魚川市・能生町・青海町合併協議会	糸魚川市、能生町、青海町	53,021	新設合併	H17.3.19	糸魚川市	公募	糸魚川市	地域審議会	全市町村(区域ごと)	17.3.19～27.3.31(約10年間)	20人以内	区域に所在する次に掲げる識見者から市長が選任 地区住民の代表者 農林業団体又は商工業団体 教育又は文化分野 福祉又は衛生分野 その他	2年	まちづくり担当課及び支所	年1回以上		
法定	三条市・栄町・下田合併協議会	三条市、栄町、下田村	107,662	新設合併	H17.5.1	三条市	公募	三条市	地域審議会	全市町村(区域ごと)	合併の属する年度を初年度とする10年間	15人以内	所管区域に住所を有する(除く)次の者から市長が委嘱 公共的団体等を代表する者 学識経験者 公募により選任された者 その他	2年	本庁及び各サービスセンター	規定なし		
法定	村上市岩船郡6市町村合併協議会	村上市、荒川町、神林村、朝日村、山北町、粟島浦村	74,351	新設合併	H18.2.13		公募	当分の間、村上市	地域審議会	全市町村(区域ごと)	内容は今後協議							
任意	燕・吉田・分水合併推進協議会	燕市、吉田町、分水町	84,297	新設合併	H18.3.31まで		公募	当分の間、吉田町	地域審議会	全市町村(区域ごと)	内容は今後協議							
合併済	新発田市	新発田市、豊浦町	106,016	編入合併	H15.7.7	新発田市		新発田市	地方自治法上の附属機関	新市	新市における地域振興、均衡ある発展を図るための附属機関(詳細未定)							
法定	新発田市・紫雲寺町・加治川村合併協議会	新発田市・紫雲寺町・加治川村			H17.5.1													
法定	十日町広域圏合併協議会	十日町市、川西町、中里村、松代町、松之山町	65,033	新設合併	H17.4.1	十日町市	公募	当分の間、十日町市	地方自治法上の附属機関としての「地域協議会」	全市町村(十日町市は今後住民と協議し区域定める。その他は町村区域ごと)	今後5市町村で協議							
法定	上越地域合併協議会	上越市、安塚町、浦川原村、大島村、牧村、柿崎町、大湯町、頸城村、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、名立町	211,870	編入合併	H17.1.1	上越市		上越市	地方自治法上の附属機関としての「地域協議会」	上越市以外の13町村(区域ごと)		10～25人	協議会の区域において選挙された者を市長が選任。定数に満たない場合は市長が必要に応じ選任			必要に応じ	地域自治組織については法律改正等があった場合は検討する。	
法定	長岡地域合併協議会	長岡市、中之島町、越路町、三島町、山古志村、小国町	237,718	編入合併	H17.4.1	長岡市		長岡市	地方自治法上の附属機関としての「地域委員会」	長岡市以外の5町村(区域ごと)	概ね10年間。5年経過後に成果検証を行い、必要に応じ見直し			地域固有業務や地域の実情に応じ、地域の意見を踏まえて市長が定める	2年	支所		
法定	柏崎刈羽地域合併協議会	柏崎市、高柳町、西山町	97,896	編入合併	H17.5.1	柏崎市		柏崎市	合併に係る地域自治区	高柳町、西山町のみ(区域ごと)	17.5.1～27.3.31(9年11月)	20人以内	区域内に住所を有する者のうちから市長が選任。市長は区域内の住民の多様な意見が反映されるように配慮	2年	地域自治区の事務所	規定なし	地域自治区の名称は、高柳町、西山町	
法定	五泉市・村松町合併協議会	五泉市・村松町	58,820		H17.1.1													
法定	三島郡3か町村合併協議会	与板町、和島村、出雲崎町	18,261	新設合併		良寛町	公募	与板町	合併特例法の適用期限まで									
任意	中条町・黒川村任意合併協議会	中条町、黒川村	34,278	新設合併	H17.9.1		公募	中条町										

注) 合併市町村は「新潟県市町村合併促進要綱」公表後(H13.2.13以降)の合併を掲載。

注) 人口は平成12年国勢調査人口であること。